

# 光市記者発表資料

令和2年5月22日

件名	新型コロナウイルス感染症に伴う光市中小企業不況対策特別融資の申込期限の延長について
内容	

現在の新型コロナウイルス感染症に伴う市内経済の影響を踏まえ、融資の申込期限を令和2年6月30日（火）から令和3年1月20日（水）に延長しましたので、お知らせします。

## 【参考：融資の概要】

- 1 資金名           新型コロナウイルス感染症に伴う光市中小企業不況対策特別融資
- 2 対象者
  - (1) 中小企業基本法に定める中小企業者
  - (2) 市内に住民登録（法人の場合は法人登記）があり、継続して3か月の営業実績がある者
  - (3) 市税の滞納がない者
  - (4) 融資金の償還能力があると認められる者
  - (5) 次のいずれかに該当する者
    - ア セーフティネット保証4号に該当する特定中小企業者として認定を受けている。
    - イ セーフティネット保証5号に該当する特定中小企業者として認定を受けている。
    - ウ 危機関連保証に該当する特例中小企業者として認定を受けている。
    - エ 新型コロナウイルス感染症に伴い、売上減少等により事業活動に著しい支障が生じていると認められる。
- 3 資金使途           運転資金
- 4 融資限度額       1,000万円
- 5 融資期間           5年以内（うち据置期間6か月以内）
- 6 融資利率           年1.8% **【光市が3年間分の利子を補助】**
- 7 償還方法           分割返済
- 8 保証人             原則として法人の代表者以外は不要
- 9 担保                原則として徴求しない。
- 10 保証料            山口県信用保証協会の定める率 **【光市が全額補助】**
- 11 取扱金融機関     山口銀行・西京銀行・東山口信用金庫の市内各支店

問 合 せ           光市経済部商工観光課  
                  担当：課長 萬治 貴久   商工労政係長 益田 圭一  
                  (0833) 72-1519